

企画競争実施の公示

令和8年2月3日
観光庁 参事官（旅行振興） 根来 恭子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 宿泊業における外国人材雇用促進業務
- (2) 業務内容 宿泊業では観光需要の急増に伴い人手不足が顕著となっており、今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、旅行者数・旅行消費額等を増加させ、観光立国を実現するためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務である。人手不足対応としては即戦力としての外国人材が有効であり、宿泊分野においても特定技能外国人の受入れを進めてきたところ。今後も引き続き、同分野における外国人材の受入を推進し人材確保を図ることを目的として、本事業を実施する。
- (3) 履行期限 令和9年3月12日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に、経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等 観光庁 参事官（旅行振興） 担当：坂部・岡
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-8111（内線 27-332、27-345）
メールアドレス：[sakabe-y2is★mlit.go.jp](mailto:sakabe-y2is@mlit.go.jp)
：[oka-a2tb★mlit.go.jp](mailto:oka-a2tb@mlit.go.jp)
（※メール送信時は上記★を@に変えてお送り下さい。）
- (2) 企画説明書の交付期間、交付連絡先及び方法
令和8年2月3日（火）から令和8年3月16日（月）17時まで、（1）に同じ。
説明書は担当より電子メールにて交付する。
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、提出連絡先及び方法
令和8年3月17日（火）17時までに、原則として電子メールにて（1）宛てに提出。
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
無
- (5) 企画提案に関するプレゼンテーション実施の有無、日時及び場所
無
※ただし必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
- ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。
- (10) 本業務に係る予算の繰越しを申請中であり、財務省から承認されることが業務実施の条件となる。